

パブリックコメントを実施します。 皆様のご意見をお寄せください。

都留市都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2市町村の都市計画に関する基本的な方針)の計画案を策定しました。

都市計画マスタープランとは都留市の将来のあるべき姿を明示し、都市や地域の課題および、それに対応したまちづくりや都市生活、経済活動などを支える諸施設の整備の方針などを総合的に定めたものです。

パブリックコメント制度に基づき公表しますので、市民の皆様のご意見をお寄せください。

【案件名】 都留市都市計画マスタープラン(案)

【公表及び意見の募集期間】 4月30日(金)～5月20日(木)

【意見の提出方法】

「都留市都市計画マスタープラン(案)に関する意見」と書き、次のいずれかの方法により都市整備課までご意見をお寄せください。

- ・持参
- ・郵送にて提出 〒402-8501(住所不要)都留市役所都市整備課行
- ・ファクシミリ 0554-43-5049
- ・電子メール toshiseibi@city.tsuru.yamanashi.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名または名称及び連絡先を必ずご記入してください。ご記入がない場合は、受け付けられませんのでご了承ください。

【公表の方法】

この計画案の内容については、次の場所で縦覧していますのでご覧ください。

- ・情報公開総合窓口(総務課)、都市整備課、各地域コミュニティセンター(土日祝祭日閉庁)
- ・市立図書館(毎週月曜日、4/30、5/3、5/4休館)
- ・都留文科大学新付属図書館(日曜日 祝祭日休館)

問合せ 都市整備課

下水道事業

問合せ 下水道課

～清潔で快適な住環境や地域環境、 水環境を作り上げていきましょう～



下水道整備が済んでいる地区では4月より使用が開始されています。下水道が使用できる世帯や事業所などには最初に「使用開始のお知らせ」が送付され、その後に「受益者申告書」が送付されていると思います。また、速やかに宅地内排水設備の設置と接続のお願いを併せて行っていますが、今回はこれからの手続きなどについてお知らせします。

受益者負担金について

- ①送付されました「受益者申告書」の内容を確認していただき(分からないことなどは問い合わせてください)、必要事項を記入して、指定期日(5月10日となります)までに返送(または提出)してください。
 - ②皆様から返送(提出)していただいた申告書を確認して「受益者負担金」を賦課いたします。なお、期日までに返送(提出)されない場合は、送付した申告書の内容に間違いのないものとみなして認定・賦課いたします。
 - ③受益者負担金が確定しましたら、6月中に「受益者負担金納入通知書」をお送りいたしますので、7月から納付を開始していただきます。
- ※賦課方法や受益者負担金額などについて、また一括納付の割引、減免・猶予などについては配布しました「都留市の下水道」パンフレットに掲載しておりますのでご覧ください。

宅地内排水設備工事について

下水道が使用できるようになった区域において下水道を使用するには宅地内排水設備工事(便所・台所・風呂などの)をすみやかに、下水道に接続することが必

要となります。

- ①まだ「宅地内排水設備工事」の打ち合わせや見積もりなどの依頼を行っていない世帯などにつきましては、「都留市下水道排水設備指定工事店」との相談などを行い、見積もりや工事着手の打ち合わせなどを行ってください。
 - ②指定工事店では、依頼した世帯などに代わって工事などに関わる手続きや申請などについて適切に行ってくれます。
 - ③適切な工事などが行われるよう下水道課では、指定工事店との打ち合わせや指導、審査などを行います。
 - ④宅地内排水設備工事が終わり、公共下水道へ接続され、使用開始が認められますとその時点から使用できるようになります。
- ※工事の補助金や融資制度などについては配布しました「都留市の下水道」パンフレットに掲載しておりますのでご覧ください。
- ※宅地内排水設備工事に関わることで、分からないことなどは下水道課へ遠慮なくご相談ください。
- ※下水道排水設備指定工事店については下水道課へお問い合わせください。